



## 賞与からの社会保険料控除について

- ◆ 2019年3月の協会けんぽ保険料率および介護保険料率の改定後、各保険料率に変更はありませんので、冬の賞与計算の際は6月にお送りしている「賞与からの社会保険料控除額表」をそのままご利用いただくことが出来ます。お手元に見当たらない場合にはお手数ですがご連絡を頂戴できれば、すぐにお届けいたします。

(注 健康保険組合にご加入の事業所様の健康保険・介護保険料率は下記と異なります。)

[参考] 2019年12月1日現在の社会保険料の料率は下表のとおりです。 料率： / 1000

|                 | 適用料率   | 会社負担   | 従業員負担  |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 厚生年金保険（一般）      | 183.00 | 91.50  | 91.50  |
| 健康保険（協会けんぽ；岩手県） | 98.00  | 49.00  | 49.00  |
| 介護保険（第2号被保険者）   | 17.30  | 8.65   | 8.65   |
| 子ども・子育て拠出金      | 3.40   | 3.40   | —      |
| 計               | 301.70 | 152.55 | 149.15 |

## 時間単位の年次有給休暇付与について

- ◆ 年次有給休暇の取得は、原則として1日または半日単位ですが、労使協定等を結ぶことにより時間単位での取得も可能です。厚生労働省の調査では、時間単位付与制度を導入している企業の割合が19%（平成30年）に留まっているとの結果も出ているようです。育児・介護や子育てなど、様々な事情により年次有給休暇の時間単位での取得に対するニーズは高いものと思われまます。

制度導入に関しご不明な点につきましてはお気軽にご相談下さい。

## 二次健康診断制度について

- ◆ 定期健康診断で、次の4項目すべてに異常所見ありと診断された従業員さんは、所定の手続きを行うことにより、費用の自己負担なしで二次健康診断・特定保健指導を受診することができます。

①血圧検査 ②血中脂質検査 ③血糖検査 ④腹囲の検査または肥満度（BMI）測定

これらは、年々増加傾向にある「過労死」に関連する項目です。二次健康診断の受診は義務ではないため従業員さんに強制することはできませんが、事業所として、働く方の健康管理という観点から、該当者がいらっしやる場合には是非100%の実施を目指していただきたいと思います。

### ■ 弊事務所の業務執行について

令和2年1月1日より、弊事務所の業務遂行を次の体制で行って参ります。

所長 高橋 弘幸 次長 吉田 愛

なお、社会保険労務士法人の代表社員は、勝又映二が引き続き執り行います。

今後とも、変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。